児童通所支援利用手続きの流れ

サービスを利用したい

障がい者手帳（身体・療育・精神）を持っている

いいえ

手帳等をお持ちでないお子様は、医師等の意見書が必要となります。
まずは社会福祉課にご相談ください。

はい

社会福祉課に児童通所支援の利用申請をする

サービスを利用するためには、町が発行するサービス受給者証が必要となります。

相談支援事業所に相談する

サービスを利用するには、相談支援事業所が作成する【障害児支援利用計画案】を町へ提出する必要があります。
相談支援事業所に相談し、計画の作成を依頼してください。
※作成費用はかかりません。

利用したいサービスはあるが、どの事業所にすればよいか分からない場合などの相談もできます。

町職員による確認

町職員が、お子様の現在のご様子を保護者の方にお伺いします。
お子様の実際のご様子を見させていただく必要があるため、お子様と一緒に社会福祉課までお越しください。
※事前連絡が必要

相談支援事業所と契約し、障害児支援利用計画案を作成するための面談を行う

サービスを利用するにあたって、利用日数や利用達成目標などを専門の相談員と決めていきます。

相談支援事業所の相談員が計画案を作成し、社会福祉課に提出する

提出された障害児支援利用計画案をもとに、町が支給決定を行う
※計画案提出後、受給者証発行までに１週間程度かかります

障害福祉サービス受給者証発行

受給者証が発行されたら、利用する事業所と具体的な利用日の相談などをし、利用開始となります

【問い合わせ先】
境町役場　社会福祉課
茨城県猿島郡境町391-1
TEL：0280-81-1305
FAX：0280-86-6020